

委託契約におけるインセンティブ発注の導入等について

財政局契約部が発注する委託は、4月からの1年間を履行期間とする契約が多く、入札が一定の時期に集中するため、入札における競争性が高い状況となっています。特に、最低制限価格を導入している委託の入札では、落札するために最低制限価格を目指して入札した結果、複数の事業者の入札価格が最低制限価格と同額になり、くじにより落札者を決定する入札が増加するなど、事業者間の競争が激しくなっています。

また、これらの入札では、複数の入札を落札した事業者のうち、履行能力以上の契約を落札した事業者が、利益がより大きい契約だけ締結し、その他の契約を辞退することがあり、契約が締結できず、事業執行に影響を及ぼすおそれがあります。

これらの課題に対応するため、平成 29 年度から次のとおり委託の入札制度を見直します。

1 インセンティブ発注の導入

インセンティブ発注とは、本市に貢献する事業者を入札において優遇する発注で、事業者の本市に貢献する努力が適正に評価され、入札において優遇されることによる、意欲・意識の向上と、評価項目を満たす事業者だけが参加できることによる、入札の競争性の緩和が期待できる発注方式。

(1) 導入対象種目

くじによる落札者の決定が4割を超えている、「道路・公園清掃」及び「公園緑地等管理」の2種目
※その他の種目は、今後の入札結果等を見ながら検討していきます。

(2) インセンティブ評価項目

「災害協力事業者」及び「横浜型地域貢献企業」

※工事では、上の2項目に加え、工事特有の評価項目である「優良工事表彰事業者」、「発注者別評価点」、「建設機械所有等事業者」を対象としています。

2 入札保証金の活用

入札保証金とは、入札参加者に入札金額の一定の割合の入札保証金を納付させ、落札しても契約を締結しないときは、それを返還しないことにより、契約辞退を防止する仕組み。

現在、落札後の契約辞退の抑止策として、原則3か月の指名停止としていますが、1年間を履行期間とする契約では3か月の指名停止を受けても、1年後の入札に参加できるため、辞退の抑止効果が薄い状況です。

契約辞退のおそれがないと認められる場合には、入札保証金の納付を免除していますが、落札後に契約を辞退した事業者には、辞退から1年間、入札保証金の納付の免除をしないこととし、入札金額の10%の入札保証金を納付させることとします。